

論文審査の結果の要旨

論文提出者氏名 : 山本健太郎

「政治家の政党移動と政党政治の変化 ―日本における「政界再編」とは何であったか―」は、1993年以降の日本の政党政治の変化を連合理論を応用して解明しようとする。戦後日本の政党政治は、1955年以来38年継続した自民党の単一優位によって、比較政治学的にも数少ない優越政党制の典型例であったが、1993年以降の政党政治の変化は、それにもまして、日本の政党政治を数少ない比較事例とすることになった。安定した民主主義国においては、政党の結党や解党はもとより、合同や分裂も稀である。また政治家（現役議員及び議員候補予定者）の政党間移動の事例もあまり観察されない。1993年の自民党分裂をきっかけに始まった一連の政党の離合集散・政治家の政党移動は、以前の自民党政権の長期継続の安定と全く逆の意味で、日本を比較の事例として興味深いものとした。本論の副題の「政界再編」が人口に膾炙していることからわかるように、この変化は政治学者という専門家の範疇を超え、日本政治の観察者の関心の対象であった。また、「政治は人」という言葉に象徴されるように、政治家間の個人的関係やリーダーの能力等がこの変化をどのように特徴付けているかという観点から関心を持たれてきた。本論文は、こうした「政界再編」を、政治学の理論の中でも実証事例に応用されながらも最も定式化された理論の一つである、政党の「連合理論」で分析しようとした点に特徴を持つ。

第一章では、この論文の理論的意義が簡潔にまとめられている。すなわち、政党の連合理論によって、政治家の政党間移動を分析することは、所属政党を選択するという政治家の個人レベルのインセンティブに着目する一方で、政党がどの政治家を受け入れるか、ひいては、政党の規模や組織が「分裂・合同・結党・解党」という言葉で括られる場合も含めて「変化していくことを、相互関連した現象として、統一した観点から分析できるのである。また、日本政治分析としての「政界再編」分析の意義を説きつつ、その用語が政治学の概念としては定義が曖昧なことを認めつつも、このような現象を特定する用語がないためあえて用いること、その上で、分析の対象は、政治家の政党間移動と政党側の変化「分裂・合同・結党・解党」であることを明記している。

第二章では、先行研究を包括的・網羅的にレビューしつつ、それらの限界と本論の分析視角の特徴を対比させ、明示的に論じている。日本の事例を対象にした既存の政党移動研究は、「政界再編」という言葉に象徴されるよう政治家個人個人の行動にまで着目しその過程を詳細に記述しつつ論じたものと、統計分析により複雑な政党間移動の傾向をパターン化・法則化したものに分けられる。前者は、個々の政党移動の事例をよく説明しつつも全体としての法則性がわかりにくく、後者は個人レベルの共通のインセンティブ

ヴを示しつつも個々の事例の相違を覆い隠してしまう。本論はそれらに対して、連合理論を用いることによって、個々の事例の特徴をなるべく考慮しつつ政党移動の法則性を見いだそうとするところに特徴があることを説得的に論じている。あわせて、「政党」「移動」の定義を行い、1990年2月18日（1993年の自民党分裂以前直近の総選挙日）から2005年9月11日までの分析対象期間を六期に分け分析の準備としている。連合理論の政権追求モデル・政策追求モデルがどのように、政治家の政党間移動に応用できるかも論じられている。すなわち、議員が離党する際には、政党が連合を組む際と同様、政権追求・政策追求の二つをインセンティブとするのである。

第三章では、この政権追求・政策追求のインセンティブと実際の政党間移動の事例を観察可能な形に対応させた上で、どのような政党からどのような政党（既存政党・新党・無所属・与野党）への移動かによる分類を行い、それらの分類に基づいての政党移動の頻度を各期ごとにまとめ特徴付けを行っている。

第四章では、選挙と選挙の間を一つのサイクルとして、政党間移動が発生するタイミングを分析する。その上で、政党間移動に影響を与えている制度（選挙制度・政党助成制度など）から、政党移動のタイミングをパターン化し、あわせて、各期ごとに政党移動がどのように起こったかを詳述する。

第五章では、政治家の合理的動機づけを考える際、最も頻繁に前提とされる「再選追求の優位」を連合理論との関連で考察する。政治家にとってその地位を維持するために「再選」が重要であることは言うまでもないが、この点に関して、実際の事例から、政治家が何をもって「再選」が確保されると考え、政権追求・政策追求という連合理論におけるインセンティブとどう関係するかが分析される。また、政治家を受け入れる側の政党の側の選挙における制約条件（特に政党の現役議員と移動議員の選挙基盤の兼ね合い）も考察される。

第六章では、第五章までの連合理論に沿った説明を発展させて、今回の事例の政党移動の特徴の一つ（自民党からの離党と自民党への復党）に焦点をあて分析する。政党移動が稀な現象である以上に、一旦離党した政党に復党するということは起こりにくいですが、この次期の自民党においては分析に足る十分な事例があった。離党・復党のタイミング、そのパターン、また復党した議員としなかった議員を区別する理由は何かといった観点から分析が行われる。その上で、1）自民党が与党である時期に離党した議員の内、政策的動機づけから離党した者ほど復党している、2）自民党が野党である時期に離党した議員は、政権追求インセンティブに基づいて離党しているため、政権復帰とともに復党する、といったパターンを確認する。

ここまでは、連合理論の基本的枠組に沿った分析であるが、第七章においては、政権

追求と政策追求という連合理論のインセンティブの二分法自体を形式的なものとして、より実質的な政党移動の動機づけについて再考察する。具体的には、この期において最大野党であった、新進党と民主党に関して、それぞれ解党・存続という対照的な結果となった理由を考察する。本論は、まず、最大野党に属する議員の動機づけを「政策許容性」「政権獲得期待」として区別する。その上で、政策追求インセンティブに基づいて行動していると見られる野党議員の中にも、政策を優先して野党に所属している、実質的な意味での政策追求型の議員と、実質的には政権追求と考えられる（近い将来の政権獲得を期待して所属している）議員がいることを説得的に議論する。そして、民主党はこの二つの動機づけを区別しつつ均衡を取っているため、新進党と異なり存続に成功した、と論じるのである。

第八章では、観察可能な現象である「政界再編」という観点から、将来の変化へのさらなる分析視座を展開する。

このように、本論は、連合理論への深い理解と綿密なデータ分析により、過去15年にわたる日本の政党政治の変化を分析した、高いレベルを誇る博士論文である。第一に、連合理論を応用しての政党移動分析自体、政治学においても、米国ヴァージニア大学のキャロル・マーシオン等の国際研究グループによって行われたばかりの学術的な最先端である。連合理論も、自民党長期一党優位の続いた日本政治研究では最近までなじみの薄いものであったし、さらに、それを最近の複雑な現象である政党間移動に応用した本論の貢献は高く評価できる。第二に議員の政党移動の時期・パターンを中心としたデータも網羅的でよく整理されており、この点でも学問的貢献は十分である。第三に「政界再編」として政治学者を超えて衆目を集める現象を分析の厳密さを損なうことなく理解する視座を、新進党の解党・民主党の存続といった具体的な事例を通して提供したことも特筆すべき貢献である。

しかしながら、本論文にも問題点はある。第一に、日本と匹敵する頻度と程度を持つ政党間移動の比較事例が少ないために、この分析がどれだけ他の事例に応用できるか、という一般化の可能性について疑問が残る点である。たとえば、政党移動のタイミングについて、論文提出者は、イタリアと旧ソ連の事例を比較した既存研究を基に、日本の事例の分析枠組を提示しているが、その有効性に関して、事例の少なさから来る制約は否定できない。日本の「政界再編」についての分析が比較可能な事例とまで一般化されるには、その前に比較可能な他の事例が必要である。第二に、連合理論の政権追求・政策追求のインセンティブの二分法の限界という問題に取り組んでいる一方で、論文提出者の視座もそれから完全に自由ではない。一言で言えば、与党への移動が政権追求で、野党への移動が政策追求と考えた場合は、分析は同語反復に陥りかねない。しかしなが

ら、これら、本論の限界は、現在の政治学の限界でもある。第一点に関しては、比較研究において、比較可能な事例の少なさは、常に分析者の能力を超える制約条件として厳然として存在する。逆に言えば、事例の乏しい問題について、本論のような現在の制約下で厳密な分析を行えば、将来の事例の増加とともに政党移動及びそれに関わる政党の変化に関する理解の増大に貢献することにもなる。第二のインセンティブの二分法の問題について言えば、実は、これは連合理論自体の限界であり、正面切って取り組まれることも稀な問題でもある。実際、連合理論を応用した既存研究では、政権追求と政策追求というインセンティブを同時に考察することも稀であり、連合理論の実証事例への応用は、政権追求或いは政策追求モデルのどちらかを選択の上、前提をおいてなされることが大半である。このように考えれば、本論が、このインセンティブの問題に取組み、日本の事例の下で、他の事例に応用可能な命題の提示に成功したことは高く評価できる。

このような理由で、本審査委員会は、本論文を博士（学術）の学位を授与するのにふさわしいものと認定する。